

令和6年度（2024年度）

第1回東海市青少年育成センター運営協議会次第

日時 令和6年（2024年）5月15日（水）

午後2時から午後3時まで

場所 東海市立教員研修センター 第1研修室

1 開会のことば

2 市民憲章唱和

3 委嘱状等交付

4 あいさつ

5 自己紹介（委員及び青少年育成センター職員）

6 協議・報告事項

(1) 運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

(2) 令和6年度（2024年度）事業計画（案）について（P.5）

(3) 〃 居場所づくり推進事業実施要項について（P.6）

(4) 〃 東海市青少年育成員活動計画について（P.7）

(5) 東海市の少年における情勢について（P.8～15）

7 その他

・県民の日学校ホリデー 東海市…11/25（月）

・ラーケーション 本年度は年に3日まで取得可能

・教育支援センター「ほっと東海」（平洲中学校教室） 本年度開設

8 閉会のことば

教育委員会規則第7号

東海市青少年育成センター設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市青少年育成センターの設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青少年の非行を予防し、青少年の健全な育成を図るため、東海市青少年育成センター（以下「育成センター」という。）を東海市養父町北反田41番地に設置する。

(業務)

第3条 育成センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の居場所づくりに関すること。
- (2) 青少年の相談に関すること。
- (3) 青少年の問題に関する情報及び資料の収集に関すること。
- (4) その他青少年の非行の予防及び健全な育成に必要な業務

(運営協議会)

第4条 育成センターに運営上必要な事項を協議するため、東海市青少年育成センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、14人以内において、民生、警察、教育等の関係者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、1年以内とする。
- 4 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(青少年育成員)

第5条 青少年の非行の予防の啓発、街頭パトロール等の業務を行うため、育成センターに青少年育成員（以下「育成員」という。）を置く。

- 2 育成員は、105人以内において、青少年に対する理解と愛情を有し、青少

年の非行の予防及び健全な育成に対する熱意がある者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 育成員の任期は、1年以内とする。

(育成員証)

第6条 教育委員会は、育成員に対してその身分を証するため、育成員証を交付する。

2 育成員は、常に育成員証を携帯し、必要な場合に提示するものとする。

(委員等の秘密保持義務)

第7条 協議会の委員又は育成員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(職員)

第8条 育成センターに、所長その他必要な職員を置く。

2 前項の所長及び職員は、教育委員会社会教育課の職員で教育委員会が指名したものをもって充てる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、育成センターの運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年教委規則第2号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和6年度（2024年度）東海市青少年育成センターの組織

1 運営協議会

(1) 委員数 14人（設置規則第4条第2項関係）

(2) 構成

- ・東海警察署代表（生活安全課長）
- ・東海大府少年補導委員会代表
- ・西知多保護区保護司会代表
- ・民生・児童委員連絡協議会代表
- ・更生保護女性会代表
- ・日赤奉仕団代表
- ・東海市スカウト連絡会代表
- ・東海商工会議所代表
- ・東海青年会議所代表
- ・コミュニティ推進地区連絡協議会代表
- ・市内高等学校長代表
- ・小中学校長会代表
- ・小中学校PTA連絡協議会代表
- ・子ども会連絡協議会代表

(3) 任期 1年以内

2 青少年育成員

(1) 育成員数 78人（設置規則第5条第2項関係）

(2) 構成

- | | |
|---------------|----|
| ・西知多保護区保護司会 | 6人 |
| ・民生・児童委員連絡協議会 | 6人 |
| ・更生保護女性会 | 6人 |
| ・日赤奉仕団 | 6人 |
| ・東海市スカウト連絡会 | 2人 |

- ・コミュニティ推進地区連絡協議会 12人
- ・市内小中学校 21人
- ・小中学校PTA連絡協議会 18人
- ・東海警察署 1人

(3) 任 期 1年以内

3 事務局

- ・一般事務職 2人
- ・教育相談員 1人
- ・少年指導員 2人

令和6年度（2024年度）東海市青少年育成センター事業計画（案）

1 啓発活動

事業の内容	実施期間
青少年の非行・被害防止問題に取り組む県民運動（夏期）	7月 1日～8月31日
青少年によい本をすすめる県民運動	10月 1日～31日
子ども・若者育成支援強調月間	11月 1日～30日
青少年の非行・被害防止問題に取り組む県民運動（冬期）	12月20日～1月10日
「家庭の日」県民運動	2月 1日～28日

2 会議

事業の内容	実施期間
東海市青少年育成センター第1回運営協議会	5月15日（水）
〃 第2回運営協議会	10月23日（水）
〃 第3回運営協議会	3月13日（木）

3 研修会

事業の内容	実施期間
東海市青少年育成員全員研修会	5月21日（火）

4 各種講座等

事業の内容	実施期間
少年指導員による非行防止教室・情報モラル教室 ぶらっと講話	随時 随時

5 パトロール活動

事業の内容	実施期間
地域（盆踊り・夏祭り等）巡回パトロール活動	7月中旬～8月上旬
20歳の集いに伴うパトロール活動	1月12日（日）
市内中学校卒業式に伴うパトロール活動	3月 7日（金）
青少年育成員による地域別街頭パトロール活動	月1回
青少年育成センター公用車での青色防犯パトロール活動	随時

6 居場所づくり推進事業「ふれあい活動」

事業の内容	実施期間
第1回実行委員会	5月23日（木）
ボルダリング競技（小中高生）	8月27日（火）
ボウリング競技（小中高生）	12月24日（火）
第2回実行委員会	3月13日（木）

7 その他

事業の内容	実施期間
チラシ配布等の啓発活動	随時

令和6年度（2024年度）居場所づくり推進事業実施要項

1 趣旨

青少年の健全育成活動及び非行防止のため、青少年に対してその心身の拠所となる「居場所」（ふれあい活動等の機会）を提供し、様々な活動を通じて、協調性や社会性のある大人になるための人間形成を支援する。

2 実施主体

東海市、東海市教育委員会 青少年育成センター

3 事業内容

ふれあい活動

良好な人間関係づくりが必要な青少年との信頼関係を築き上げることを目的として、各種スポーツ活動等を行う。また、体験を同じくすることで、青少年と大人の精神的結びつきや理解を深め、青少年の協調性や社会性を育成する。

なお、活動の運営にあたっては、関係諸機関から推薦された委員による実行委員会を組織する。

令和6年度（2024年度）東海市青少年育成員活動計画

1 活動予定

5月	東海市青少年育成員全員研修会（21日）
6月	街頭パトロール活動①
7月	街頭パトロール活動②
8月	
9月	街頭パトロール活動③
10月	※ <u>街頭啓発キャンペーン活動④</u>
11月	街頭パトロール活動⑤
12月	街頭パトロール活動⑥
1月	街頭パトロール活動⑦
2月	街頭パトロール活動⑧
3月	反省会（1年間の振り返りなど）

※ 街頭パトロール活動の一環として、市内商業施設等で青少年の非行防止・健全育成の街頭啓発キャンペーンを実施予定（10月）

2 街頭パトロールに伴う謝礼について

1年間の活動（6～2月）に対する謝礼を、街頭パトロールへの参加回数に応じて、年度末に図書カードでお支払いする予定です。なお、報奨金の扱いとなるため、所得税が発生いたします。

※公務として参加される方々には謝礼の支払いはありませんのでご了承ください。

半分以上参加 図書カード5,000円分（所得税157円を引いた金額）

2回以上参加 図書カード3,000円分（所得税94円を引いた金額）

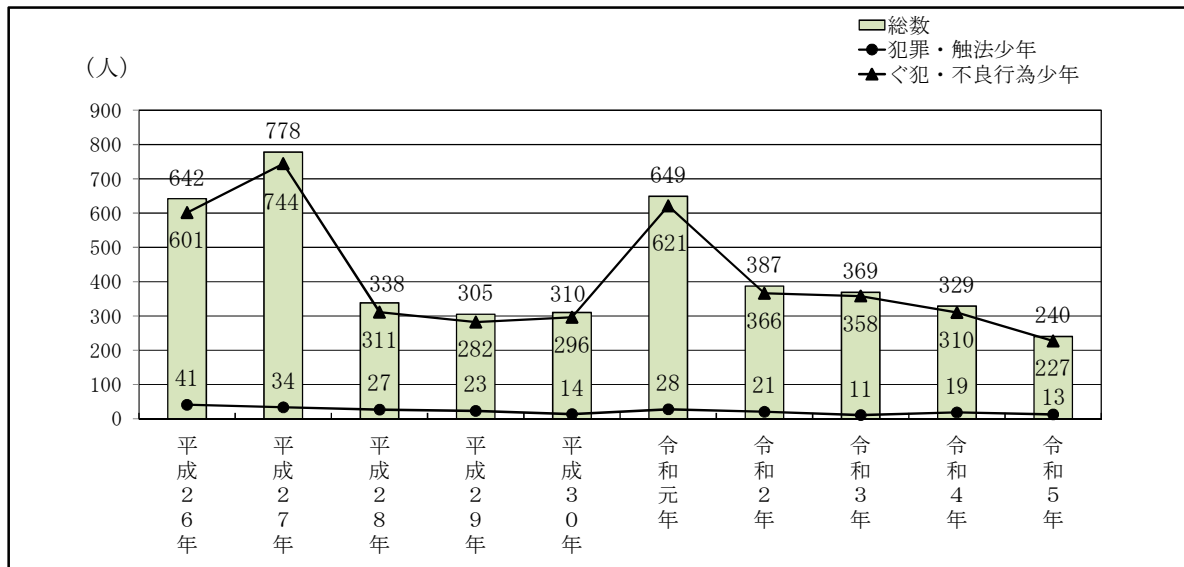
1回参加 図書カード1,000円分（所得税31円を引いた金額）

令和5年（2023年）東海市における少年非行について

※ この資料は、愛知県東海警察署の協力を得て作成した非行少年等に関する資料で暫定値である。

※ 構成比(数値)は、四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

1 東海市における非行少年などの年別推移



○犯罪・触法少年は、平成26年から平成30年まで減少していたが、令和元年に増加した。その後は、増減を繰り返している。

ぐ犯・不良行為少年の補導人員は、227人と、前年に比べ83人（26.8%）減少した。

2 東海市に居住する少年の非行

(人)			
	犯罪・触法少年	ぐ犯・不良行為少年	総数
令和5年	13	227	240
	0	38	38
前年	19	310	329
	2	54	56
増減数	-6	-83	-89
	-2	-16	-18

※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

- ※ 非行少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
 犯罪少年 14歳以上で罪（刑法・特別法）を犯した少年をいう。
 触法少年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
 ぐ犯少年 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の理由があって、その性格又は、環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年をいう。
 不良行為少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(1) 東海警察署管内における少年非行
 犯罪・触法少年 34人（－4人）
 ぐ犯・不良行為少年 504人（＋30人）
 総数 538人（＋26人）

※（ ）は前年比
 ※総数には管外に居住する少年の数を含む

(2) 大府市に居住する少年の少年非行
 犯罪・触法少年 4人（－1人）
 ぐ犯・不良行為少年 123人（＋79人）
 総数 127人（＋78人）

※（ ）は前年比

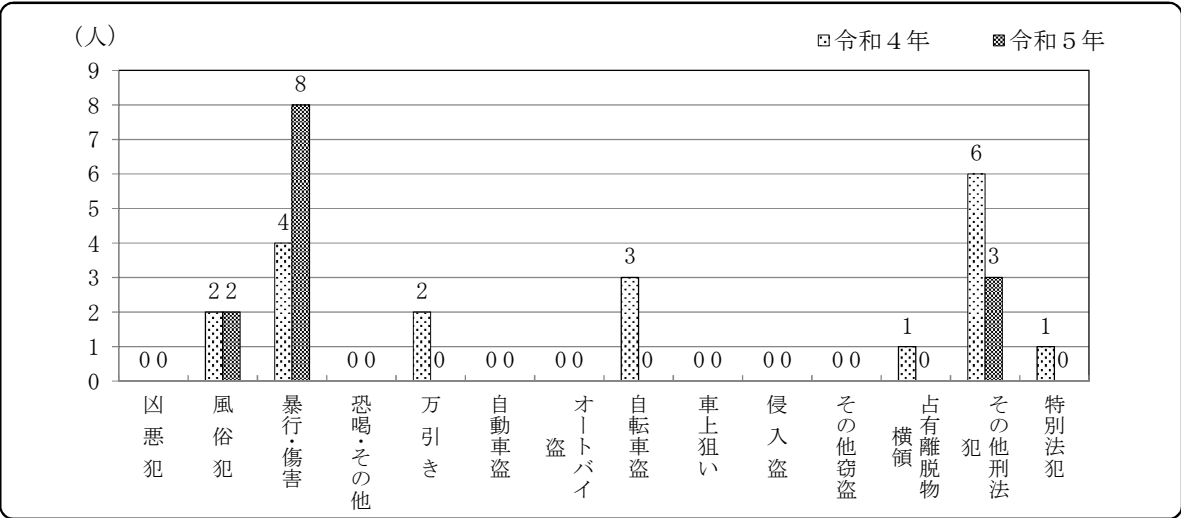
3 東海市に居住する犯罪・触法少年（刑法犯・特別法犯）

(1) 罪種別

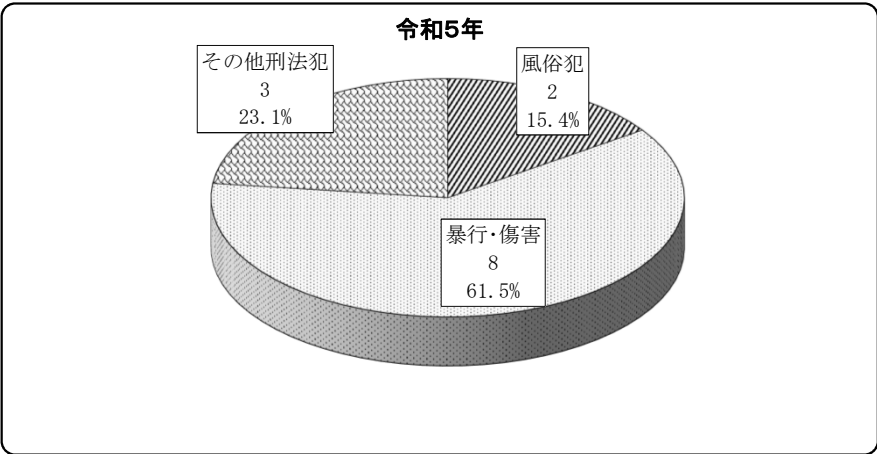
	総 数	刑 法 犯	刑 法 犯											特 別 法 犯	特 別 法 犯				(人)			
			凶 悪 犯	風 俗 犯	暴 行・ 傷 害	恐 喝・ そ の 他	窃 盗 犯	窃 盗 犯							占 有 離 脱 物 横 領	刑 法 犯 そ の 他	毒 劇 物 取 締 法 違 反	覚 せ い 刑 取 締 法 違 反		銃 刀 法 違 反	そ の 他	
								自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	万 引 き	車 上 狙 い	侵 入 盗									そ の 他
令 和 5 年	13	13		2	8									3								
前 年	19 2	18 2		2	4 1		5			3	2			1	6 1	1			1			
増 減 数	-6 -2	-5 -2			4 -1		5			-3	-2			-1	3 -1	-1			-1			

※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

(2) 罪種別前年対比グラフ



(3) 罪種別グラフ



○罪種別では、暴行・傷害が最も多く全体の61.5%を占めている。
その他刑法犯3名の内訳は、建造物侵入、器物損壊、詐欺各1名である。
暴行・傷害は、8名の集団による非行である。
初発型非行、特別法犯の非行はなかった。
※ 初発型非行：動機が単純で、非行の手段も比較的容易なため、初めての非行形態として行われやすいオートバイ盗、自転車盗、万引き及び占有離脱物横領の4つの非行をいう。

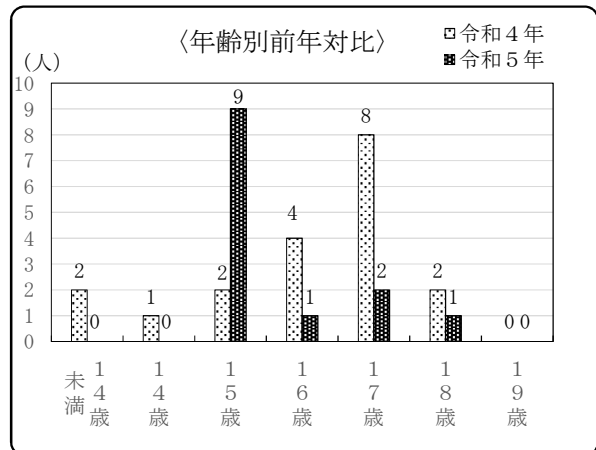
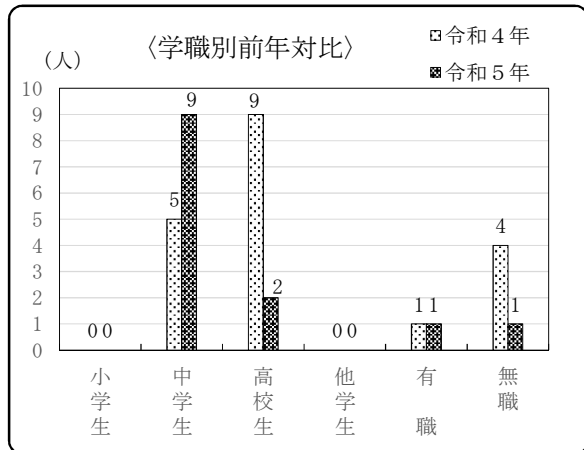
(4) 学職別

(人)

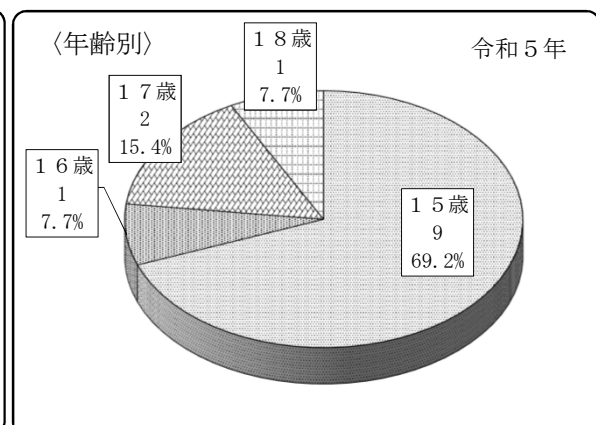
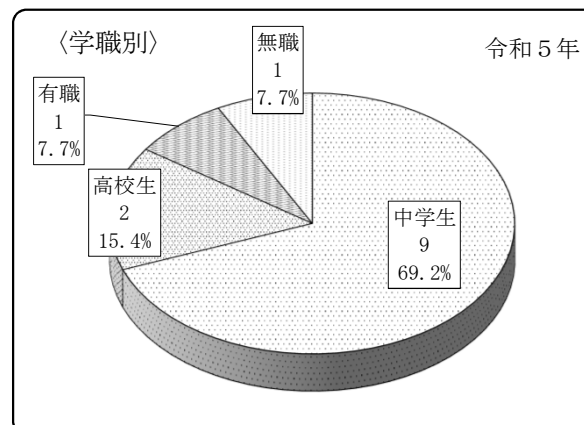
	令和5年	前年総数	増減数	刑法犯	刑 法 犯													特 別 法 犯					
					凶悪犯	風俗犯	暴行・傷害	恐喝・その他	窃盗	窃 盗						占有離脱物横領	その他刑法犯	特別法犯	毒劇物取締法違反	覚せい剤取締法違反	銃刀法違反	その他	
										自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	万引き	車上狙い	侵入盗								その他
小学生																							
中学生	9	5 ₂	4 ₋₂	9		1	8																
高校生	2	9	-7	2		1											1						
他学生																							
有職	1	1		1													1						
無職	1	4	-3	1													1						
合計	13	19 ₂	-6 ₋₂	13		2	8										3						

※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

(5) 学職別及び年齢別グラフ（前年比）



(6) 学職別及び年齢別グラフ



○学職別では、中高生が11人で全体の84.6%を占めている。

○年齢別では、15歳の少年が全体の69.2%を占めている。

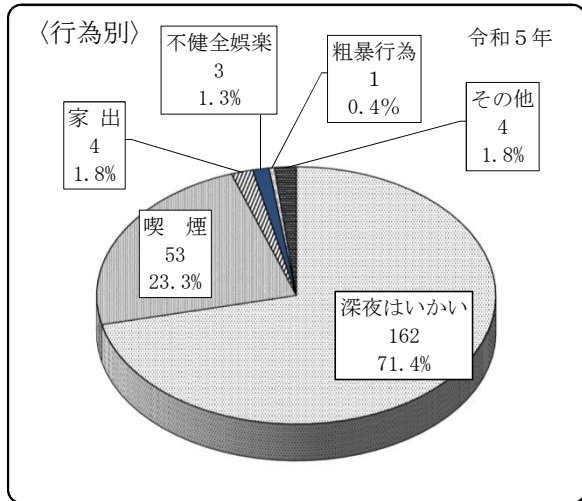
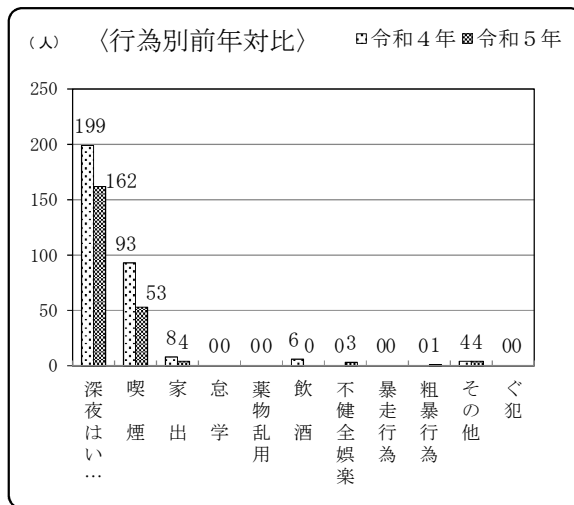
4 東海市に居住するぐ犯・不良行為少年

(1) 行為別

	総 数	喫 煙	深夜 はい かい	家 出	怠 学	薬 物 乱 用	飲 酒	不 健 全 娯 楽	暴 走 行 為	粗 暴 行 為	そ の 他	ぐ 犯
令和5年	227	53	162	4				3		1	4	
	38	4	27	3				3			1	
前年	310	93	199	8			6				4	
	54	8	40	4			1				1	
増減数	-83	-40	-37	-4			-6	3		1		
	-16	-4	-13	-1			-1	3				

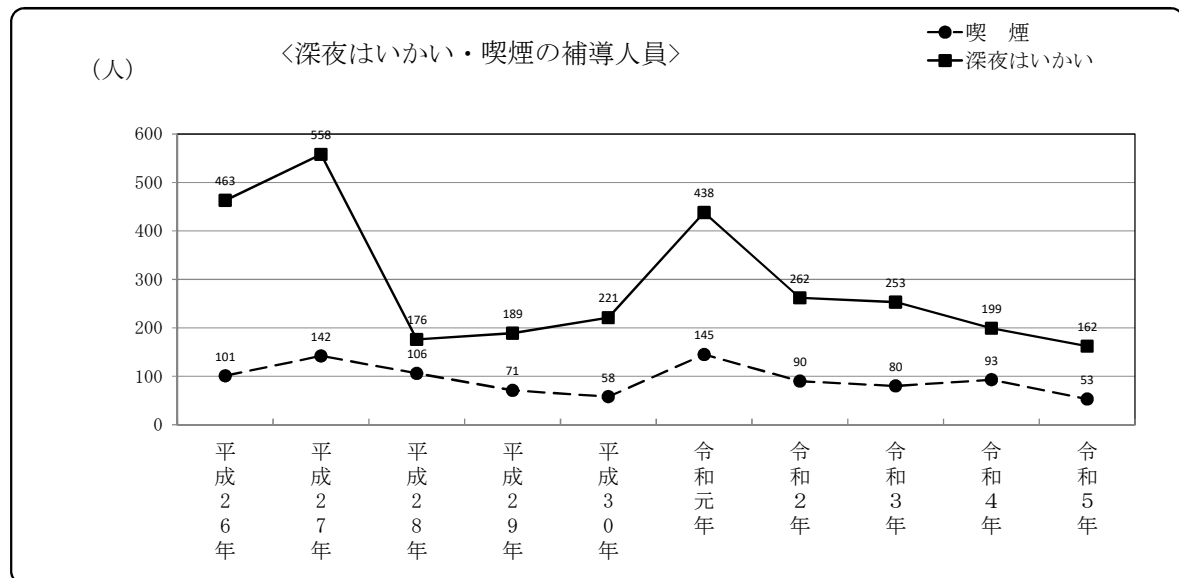
※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

(2) 行為別前年対比グラフ及び行為別グラフ



- 行為別では、喫煙・深夜はいかいは合計が215人であり、全体の94.7%を占めている。
- その他の4人は、金品持ち出しが3人、無断外泊が1人である。

(3) 深夜はいかい・喫煙の補導人員年別推移



- 深夜はいかいは、令和元年から減少している。
令和5年は162人と前年に比べ37人(18.6%)減少した。
- 喫煙の補導人員は、令和元年が最も多く、その後増減を繰り返している。
令和5年は53人と前年に比べ40人(43.0%)減少した。

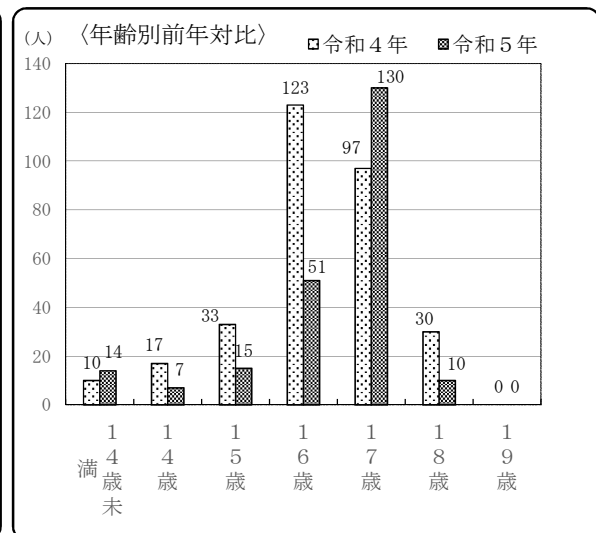
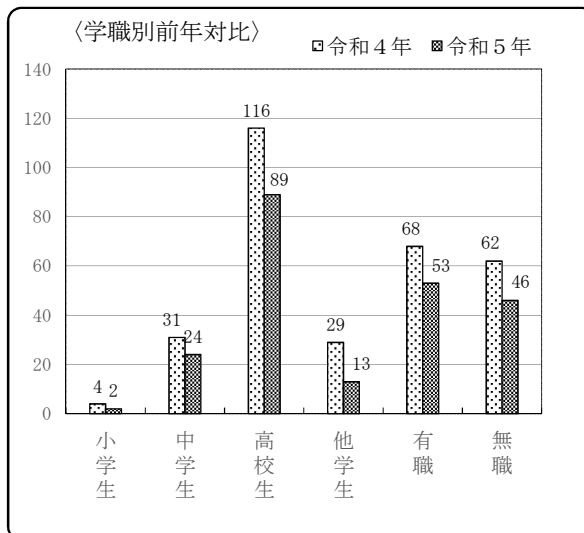
(4) 学職別

(人)

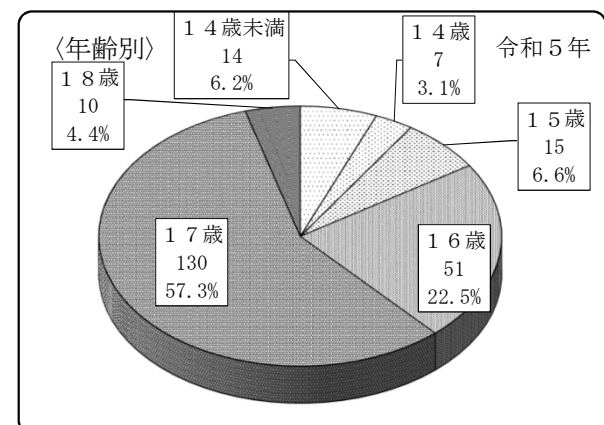
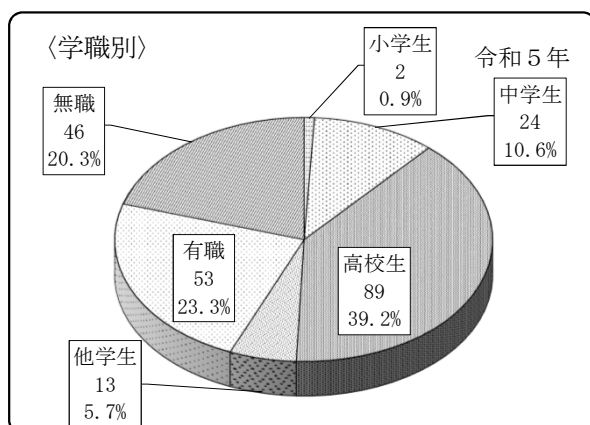
	総 数	前 年 総 数	増 減 数	喫 煙	深夜 はい かい	家 出	怠 学	飲 酒	不 健 全 娯 楽	暴 走 行 為	粗 暴 行 為	そ の 他
小 学 生	2	4	-2									2
中 学 生	24	31	-7	5	11	4			2			2
高 校 生	89	116	-27	19	68				1		1	
他 学 生	13	29	-16	2	11							
有 職	53	68	-15	13	40							
無 職	46	62	-16	14	32							
合 計	227	310	-83	53	162	4			3		1	4
	38	54	-16	4	27	3			3			1

※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

(5) 学職別及び年齢別の前年対比グラフ



(6) 学職別及び年齢別グラフ



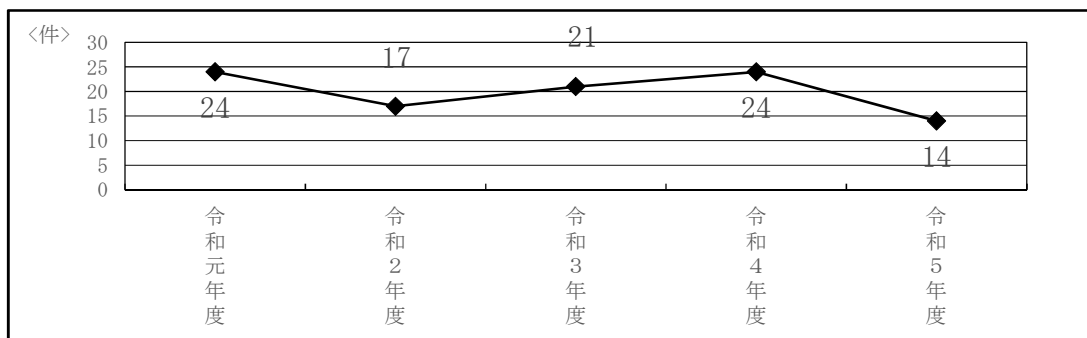
○学職別では、中学生、高校生が113人で全体の49.8%を占めている。
○年齢別では、16、17歳が181人で全体の79.7%を占めている。

不審者・変質者情報の状況

令和5年度（2023年4月～2024年3月）

※本資料の数値は、東海市青少年育成センターが入手した情報件数に基づき作成しています。

1 過去5年間の不審者・変質者情報



○不審者・変質者情報は、令和2年度から令和4年度にかけ増加したが、昨年度は前年より10件減少した。

2 月別情報件数

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年度	1	3	1	2	2	1		2			2	
4年度		2	3	2	1	1	4	5	1	4		1

○令和5年度は、5月に3件と最も多く発生し、10月、12月、1月、3月の発生はなかった。

3 曜日別件数

(件)

	月	火	水	木	金	土	日
5年度	1	2	8	2	1		
4年度	2	3	5	3	8	1	2

○令和5年度は、水曜日に8件と最も多く発生したが、土曜日と日曜日の発生はなかった。

4 時間帯別件数

(時)

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
5年度	1		2		1				1	1	3	3		2			
4年度		1	2		1			2	2	7	7		2				

(件)

○時間帯別では、朝の登校時間帯、夕方の下校時間帯や帰宅時間帯での発生割合が高く、令和5年度は8時台と16時台、17時台、19時台に多く発生した。

5 中学校区別件数

(件)

	名和	上野	平洲	富木島	横須賀	加木屋	その他
5年度	1	5		1	4	3	
4年度	3	2	2	6	3	8	

○令和5年度は、上野中学校区が5件と最も多く発生し、平洲中学校区の発生はなかった。

6 被害者の男女別

男	3
女	15
不明・不特定多数	0(件)

(人)

※1件の発生につき、複数の被害者がいる事案があり、発生件数と一致しない場合がある。

7 被害場所

道路上	13
公園・空き地	1
駐車（輪）場	0
住宅敷地	0
その他	0

(件)

8 被害者の行動別（学職別）

小学生(5)				中学生(7)				高校生(2)				その他
単 独	2 人 組	3 人 以 上	保 護 者 同 伴	単 独	2 人 組	3 人 以 上	保 護 者 同 伴	単 独	2 人 組	3 人 以 上	保 護 者 同 伴	
5				5		2		2				

(件)

○行動別では、単独による被害が12件で全体の85.7%を占めた。学職別では中学生の被害が7件で全体の半数を占めた。

9 学職別による情報種別

(件)

	声 か け	為せ覚不 るえ安 行さを	い ま つ と き	影 を 容 撮 姿	せ わ 公 つ い 然	条 迷 例 防	傷 暴 害 行	き の 見 ぞ	そ の 他
小学生	3	1		1					
中学生	4		1		1	1			
高校生			1			1			
その他									
5年度	7	1	2	1	1	2			
4年度	6	8	2	8					

○令和5年度の学職別による情報種別は、小中学生に対する「声かけ」事案が14件中7件(50%)と最も多く発生した。

※「不安を覚えさせる行為」は、じろじろ見つめる、大声で叫ぶ等、子供が不安を感じる行為

※「迷防条例」は、「盗撮」「痴漢」「卑猥な言動」を合計したもの

※「その他」は、建造物侵入、下着ドロボウなど

10 不審者・変質者の年齢別

(人)

	10歳 代	20歳 前後	20歳 から 30歳	30歳 前後	30歳 から 40歳	40歳 前後	40歳 から 50歳	50歳 前後	50歳 から 60歳	60歳 以上	不明
5年度		1					4	1	3		5
4年度			1	1	1	1	5	3	2	4	7

○不審者・変質者の年齢別は、40歳から50歳の年齢層が最も多い。

※1件につき複数の不審者・変質者がいる事案があり、情報件数と人数は一致しない。

青色防犯パトロール実施結果

令和5年度（2023年4月～2024年3月）

1 内容

青少年育成センターにおいて、不審者・変質者情報及び、小・中・高等学校、地域、関係機関等からの情報を収集し、青少年育成センター職員が青色防犯パトロール車で発生場所、公園、コンビニエンスストア、ゲームセンター等をパトロールするもので、青色防犯パトロールではない中学校区別の街頭パトロール活動は含まない。

2 実施回数

(回)

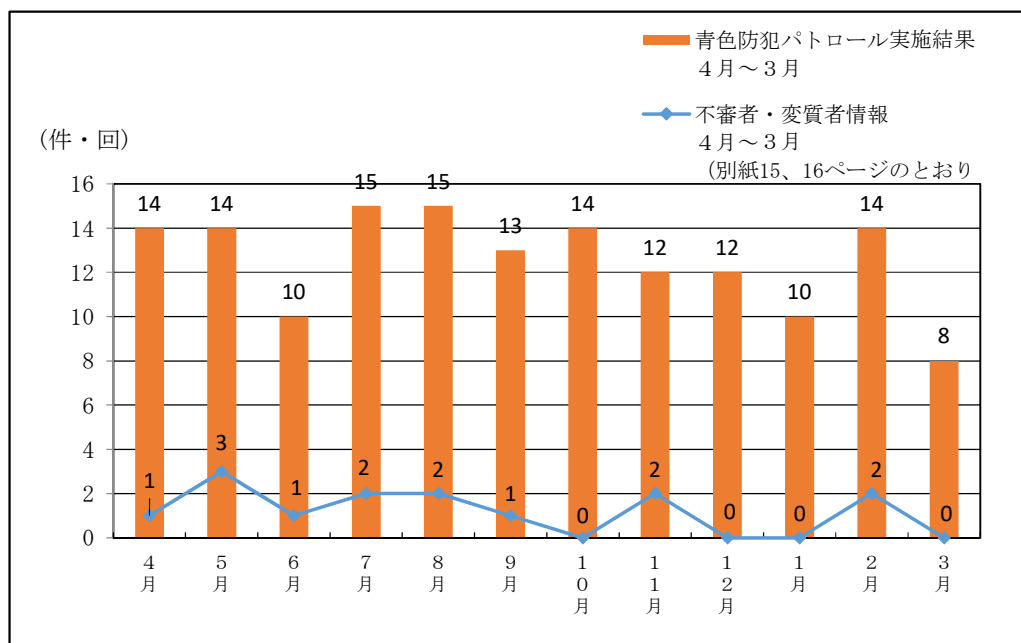
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	14	14	10	15	15	13	14	12	12	10	14	8	151

3 巡回地区

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
名和地区	8	4	5	9	10	7	9	9	8	7	5	5	86
上野地区	9	10	5	9	12	6	11	11	8	8	8	7	104
平洲地区	9	8	6	12	12	7	10	8	8	8	8	7	103
富木島地区	10	5	6	10	12	9	9	10	8	10	9	5	103
横須賀地区	9	11	8	11	12	8	12	10	9	8	11	7	116
加木屋地区	7	4	4	9	10	8	8	6	4	7	6	5	78

4 青色防犯パトロール実施結果及び不審者情報のグラフ



～ 東 海 市 市 民 憲 章 ～

私たちは、古い歴史と輝かしい未来をもつ東海市の市民です。
私たちは、よい市民となり、いっそう豊かで住みよいまちをつくるために、ここに市民憲章をさだめます。

- 緑と花につつまれたきれいなまちをつくりましょう
- 笑顔にみちた心のかよう家庭をつくりましょう
- ゆたかな心を養い すこやかなからだをつくりましょう
- 進んできまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 元気で働き 明るいしあわせなまちをつくりましょう

東海市都市宣言

平成22年3月4日

- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市